

## 南宋孝宗朝の皇帝側近官

はじめに——朱熹の孝宗側近批判——

南宋第二代孝宗の治世期（在位一一六二—一一八九、一一二七生—一一九四亡）は、「専権宰相」と呼びうる権力者が存在しない時代として理解されてきた。南宋政治史については、まず寺地遵氏の研究が挙げられるが、寺地氏は孝宗朝を、秦檜没後高宗朝末期に起こる「宰相制の再活性化・実質化」という変化、すなわち、一定期間内での宰相・執政交替の慣習化、宰相間での政策選択・決定の実行という政権中枢の変化を継承する時期として位置付ける。

寺地氏の論は南宋政治史を考察する上で甚だ示唆に富む。だが当時の史料には異なる分析を載せるものもある。例えば、朱熹は、知南康軍在職中の淳熙七（一一八〇）年、日照りにより進言を求める詔に応じて提出した封事で「宰相・臺省・師傅・賓友・諫諍の臣、皆其の職に失し、陛下

## 安倍直之

の與に親密なる所・與に謀議する所の者は一二の近習の臣に過ぎざるなり」（『朱文公文集』卷十一「庚子應詔封事」）と論じて宰相以下文官ではなく皇帝の近習こそが実権を握っていると批判し、兵部郎官林栗の「道学」批判を受け、同十五年には、「往ごろ淵・魏・説・抃の徒、勢焰熏灼、一時を傾動すること今已に言うべき無し」（同卷十一「戊申封事」）と述べ、龍大淵・曾魏・張説・王抃という皇帝側近の具体名を挙げる。また『宋史』卷四七〇「佞幸伝も、

宋世中材之君、朝有佞幸、所不免也。太宗有弼德超・趙贊、孝宗有曾魏・龍大淵、二君固不可謂非剛明之主也。

という論贊をその冒頭に掲げる。これらの史料は孝宗朝を皇帝側近が一定の影響力を持った時代と評していると考えられよう。つまり孝宗朝を、南宋政治史上、宰相制再活性化の時期とする寺地氏の論は再考の余地を残している。

本稿では孝宗朝政治史を検討する手掛かりとして、朱熹の挙げた四人の皇帝側近官、龍大淵・曾覲・張説・王抃を取り上げる。具体的には、まず第一に、孝宗の潜邸旧僚曾覲・龍大淵について検討する。第二に、張説・王抃について、二人が就任する枢密都承旨の特に孝宗朝で起こる変化とその背景を念頭に入れつつ考察する。これらを検討することで、寺地氏のいう「幸執制再活性化」とは異なる視点から当該期の政治体制の一端を明らかにしていきたい。

### 一、潜邸旧僚龍大淵・曾覲

#### (一) 潜邸旧僚の枢密院・内諸司配置

龍大淵は、その生年・出自は不明だが、紹興二六、七(一一五六、七)年頃には既に孝宗の知遇を得ていたと推測され、同三〇年には、後に述べる曾覲と共に建王府内知客に任じられた孝宗の潜邸旧僚(武臣、以下「潜邸旧僚」は士大夫官僚を除く。概ね武階を持つ)である(『宋史』卷四七〇(倭幸伝)。孝宗即位四日後の紹興三二(一一六二)年六月十五日には枢密副都承旨に任命され、翌隆興元年三月、右諫議大夫劉度の批判により罷めるまで九ヶ月弱このポストにいた(李心傳『建炎以来朝野雜記』(以下「朝野雜記」と記す)乙集卷六「臺諫給舍論龍曾事始末」。最終的には諫

官の批判を受けて罷めるものの、孝宗が即位した紹興三二年六月から翌隆興元年(一一六三)年三月九日、龍大淵と曾覲の潜邸旧僚が就けられたことになる。<sup>①</sup>

その後隆興元(一一六三)年三月九日、龍大淵と曾覲の二人に、知閣門事兼幹辦皇城司を与える旨の詔が出される。曾覲は、『宋史』卷四七〇(倭幸伝)に拠れば、汴(開封)の人を祖先とする恩蔭出身の潜邸旧僚であった。知閣門事は、皇帝が日常生活を送る宮城内に置かれた内諸司官署の中で「横行五司」とよばれる部局の責任者である。「横行五司」は、元々宮中諸儀式や地方・外国朝貢使節への接待などを取り扱う東・西閣門司、客省司、引進司、四方館司の五つから成っていたが、南宋中興直後には、閣門司、客省司、四方館司の三つに統合されている。<sup>②</sup> その中でも閣門司は、群臣の上殿奏事の際の窓口として、上殿の許可を求める諸願を受け付ける役割を持っており、責任者である知閣門事に就くのは、

(紹興)五年六月九日、詔、(——中略——)右武大夫以上并稱知閣門事、兼客省四方館事。若官未至右武大夫者、即稱同知閣門事、同兼客省四方館事。

〔宋会要輯稿〕(以下「宋会要」と記す)

職官三五——四方館

とあるように、寄祿官が右武大夫(武階正六品)以上なら

ば「知閣門事」、それ以下は「同知閣門事」とする規定であり、皇帝側近である横行クラスの武臣官僚とされていた<sup>10)</sup>。

また幹辦皇城司は、宮城各門の管理・宮中警備に加え、都城の秘密警察としての役割も持ち、宮城・京城内の監察に従事する親從官・親事官を配下として抱える内諸司官署、皇城司の責任者であった<sup>11)</sup>。つまり、この人事は、宮城内の監察・群臣奏事受付の責任者に潜邸旧僚を就けることを意味していた。

この人事に対して、当時の御史・諫官・給事中・中書舍人(以下、台諫・給舎と記す)は、ほぼそろって反対の意を示すが、台諫・給舎層は罷免あるいは他職へ異動させられ、最終的に五ヵ月後の八月、二人の人事は決定した(表二参照)。つまり、孝宗は台諫・給舎層の反対を押し切り当該人事を強行したのである。両者の知閣門事在任は、乾道三(一一六七)年二月甲戌、起居舍人・中書舍人人事を漏らしたかどで、大淵が浙東副総管・明州駐節、曾覲が福建副総管・福州駐節の形で臨安から出されるまで続き、大淵は翌四年六月任地で死亡する(『宋史』卷三四 孝宗本紀一、「朝野雜記」乙集卷六「孝宗黜龍會本末」)。

以上、孝宗即位直後の紹興三十二年から翌隆興元年にかけて、樞密院内の部局責任者や幹辦皇城司・知閣門事といった内諸司官に孝宗の潜邸旧僚が就けられようとし、樞密院

については諫官・給事中の批判により挫折したものの、内諸司官においては当時の台諫・給舎の度重なる反対を押し切る形で実行されたことを述べてきた。旧僚を樞密院や内諸司に配しようとする孝宗自身の意思を推定することができらるだろう。

## (二) 在京宮觀就任後の曾覲

曾覲が、在京宮觀を与えられて臨安に戻ったのは、乾道六(一一七〇)年十一月乙未のことであった<sup>12)</sup>。これ以後、曾覲は淳熙七(一一八〇)年に死亡するまで、在京宮觀のまま、実質的な職務のある差遣には就かなかつた(表二参照)。この時期の曾覲の南宋朝廷内に置ける存在が如何なものであったのか。以下に、その実例を挙げることにする。

例えば、乾道八(一一七二)年に新任の諫官を任命する際の話で、『宋史』虞允文伝は、

上命選諫官、允文以李彥穎・林光朝・王質對、三人皆  
 鯁亮、又以文學推重於時、故薦之、久不報。曾覲薦一  
 人、賜策、擢諫議大夫。允文・克家爭之、不從。允文  
 力求去、授少保・武安軍節度使・四川宣撫使、進封雍  
 國公。  
 (『宋史』卷三八三 虞允文伝)

と記し、孝宗が諫官を任命するにあたり、左丞相兼樞密使の虞允文の推薦をいれず、曾覲が推した人物を諫議大夫と

したことを伝える。虞允文・梁克家両丞相の反対を押し切つて実質的な職権を持たない在京官観に過ぎない曾覲の意見を優先させるのみならず、最終的には、左丞相兼樞密使という官僚機構トップの辞任にまで至っている。

また淳熙四（一一七七）年、參知政事龔茂良が罷免されるが、その発端は、曾覲が望んだ、自身の子孫への文資賜与問題である。『宋史』卷四七〇侯幸伝は、

（淳熙）四年、覲欲以文資官其子孫、帝遣中使至省中具使相奏補法、龔茂良時以參政行丞相事、遽以文武官各隨本色蔭補法繳進、覲大怒。茂良退朝、覲從騎不避、茂良執而撻之、待罪乞出、不許。戸部員外郎謝廓然忽賜出身、除侍御史。廓然首論茂良、以資政殿學士知鎮江、章再上、錮罷、言之不已、貶英州、皆覲所使也。覲前雖預事、未敢肆、至是責逐大臣、士始側目重足矣。廓然既以擅權罪茂良、從班有韓彥古者、覲之姻、廓然之黨、遂獻議助之、使人主疑大臣而信近習、至是益甚。と記し、茂良に、本来武官しか得られないはずの子孫に文資を与える案を否決された曾覲が、從騎に茂良の退朝を妨害させ罷免の切っ掛けを作り、また茂良弾劾の中心となつた侍御史謝廓然・朝臣韓彥古について、廓然の弾劾は曾覲に示唆されたものであり、彥古は曾覲の姻族であつたことを伝える。彥古は韓世忠の子で、当時戸部侍郎であつた。ま

た当時の茂良は単なる一執政ではなく、丞相不在期にあつてその職を代行していた人物——実質的な官僚機構のトップ——であつた。六部侍郎を務める官僚と姻戚関係を持ち、御史を使嗾しうるほどの隠然たる實力により官僚機構の頂点にいる官僚すらも葬ることのできる皇帝側近の姿が垣間見える。加えて淳熙初に丞相となつた葉衡は、その列伝において、曾覲との関係により昇進を果たしたと指摘されている（『宋史』卷三八四 葉衡伝）。

このように、在京官観就任後の曾覲は、人事面における影響力を保ち続けた。その影響力は例えば、

陳俊卿守金陵、過闕入見、首言曾覲・王抃招權納賂、薦進人才、皆以中批行之。帝曰、「瑣細差遣、或勉强之。至於近上之除、此輩何敢預。」

（『宋史』卷四七〇 侯幸伝 曾覲）とあるように、孝宗の中批を利用することによって増幅され、また孝宗自身も少なくとも重要度の低い差遣に関しては曾覲の意見に従っていると認めるほどであつた。

一方で曾覲は、乾道末に武泰軍節度使、淳熙元年開府儀同三司、同六年少保と最高位の官階を授けられ、淳熙年間に二度、明堂大禮の責任者・大禮五使の一つである橋道頓通使を務めている（『宋会要』禮二七一―一〇三 大禮五使）。元來大禮五使は、宋初にあつては、宰相・執政・侍從トツ

ブクラスの職事官もしくは六部尚書クラスの寄祿官を持つ文臣官僚が執り行う役目とされていた（李焘『續資治通鑑長編』（以下『長編』と記す）巻四／一八）。大禮儀式が持つ意味についてはさらなる考察が必要であり、即断はできないが、その出身には不相応な官階を獲得し、また国家祭祀の面でも本来就けないはずの役割を担っていることは、その存在の大きさが官僚機構の指導的位置にたつ官僚にも匹敵することを示していると考えられる。

以上の考察から、孝宗朝にあつては、皇帝の潜邸旧僚が、三省以下の文官人事にすら極めて強い影響力を發揮していることが理解されよう。特に曾覲は、在京宮觀として臨安復帰を果たした後、官僚機構の頂点にいる宰相・執政の任免すらも左右している。実質的な職権がない在京宮觀にもかかわらず、このようにふるまえるのは孝宗の黙認あるいは支持があつたと考えられる。

## 二、孝宗朝枢密都承旨の武臣官僚化

宋代、神宗元豊官制改革以後、官僚機構の頂点には、民政を受け持つ三省（中書・門下・尚書）と軍政を掌握する枢密院とが存在した。枢密都承旨は後者枢密院内にある承旨司の責任者である。承旨司は、実際の事務を取り扱う逐

房（戸房・刑房・兵房・禮房など）や編修司・檢詳所等の諸部局を統括する位置にあつた。『宋会要』に載せる「神宗正史職官志」には、

通領院務及承旨司之事、檢察主事已下功過而陞黜之、凡御崇政・延和殿則陞以侍立。若禁衛兵校試技藝及蕃國入見、則隨事敷奏、承所得旨以授有司。

（『宋会要』職官六一四 枢密院承旨司）

とあり、枢密院・承旨司の統括のみならず、常朝儀礼時の昇殿侍立や、禁衛兵の技芸校試・外国使節引見の際の随事敷奏が職掌として定められていたことが分かる。以降の章では、張説・王抃について考察を加えていくが、特に本章では、孝宗在位期に、説・抃が長期間就いていたこの枢密都承旨について、就任官僚を手がかりとして、特に孝宗朝で起こる変化とその背景について検討することとする。

都承旨は、宋朝草創期の太祖・太宗朝には即位以前の旧幕僚・旧僚が就いていたが、真宗以後になると、『宋史』に「都承旨、舊は院吏を用て遷遷せしむ」（巻一六一 都承旨、副都承旨）と記されるように院内の吏人が内部昇格する形へと移行する。その後、神宗熙寧三（一〇七〇）年に東上閤門使李評が就けられて以降は、士人の就任ポストへと変化し、特に神宗・哲宗各朝の一時期においては文臣官僚が配されていた。

南宋中興後は、会稽に行在を置いていた建炎四（一一三〇）年に武臣辛道宗を就けたのが管見の限り最初の事例となる。だが翌紹興元（一一三一）年十二月三日に、

詔、祖宗時、樞密都承旨一員並差兩制。蓋以本兵宥密之地、不可不擇人、付以承旨之事。元祐中、范純禮・劉安世嘗任此職。可依祖宗朝故事置都承旨一員。

〔宋会要〕職官六一〇 樞密院承旨司

という詔が出され、哲宗元祐期の旧例に依拠する形で兩制クラスの文臣が就くよう定められた。この詔が適用された最初の例が、翌二年九月壬午の權禮部侍郎趙子畫であり（李心傳『建炎以來繫年要錄』（以下『要錄』と記す）卷五八）、以後、高宗紹興年間では六部侍郎クラスの文臣が任命される（表一参照）。孝宗乾道年間には丞相となる虞允文は、中書舍人であった紹興未當時、他の官僚と共に「承旨は清貧たりて、侍従と品秩相い並ぐ」（『要錄』卷一九〇 紹興三十一年六月甲寅の條）と上奏し、品秩が侍従クラスに匹敵するとの認識を示している。

だが、次の孝宗朝に入ると、『宋史』職官志は、

乾道初、再用武臣、自張說始。淳熙九年、都承旨復用士人、自蕭燧始。

〔宋史〕卷一六二 都承旨、副都承旨

と記し、孝宗在位中に二度の変更が起きたことを述べる。実

際、再び表一に拠れば、孝宗朝、特に乾道以降、侍従クラスではなく知閣門事という武臣官僚による兼任例が現れ、就任期間もそれまでに比べて長期化することが分かるだろう。知閣門事の樞密都承旨兼任は、乾道元（一一六五）年五月二十七日に樞密副都承旨張説が都承旨に昇格した事例をもって嚆矢とする。張説は、高宗紹興初に同管閣門公事を勤めた張公裕の子で、高宗皇后呉氏の妹を妻に迎えた外戚系の人物でもあり、高宗紹興末には知閣門事に就き、孝宗隆興初から副都承旨を兼任したことが確認できる（『要錄』卷一九八紹興三二年三月丁巳の條、『宋史』卷四七〇 佞幸伝 張説）。当時の都承旨人事を考えると、高宗朝最後の都承旨徐鼎が辞めた期日は特定できないが、次の錢端禮に再任の命が下る隆興元（一一六三）年十一月までには他官職に移っていたであろう。また端禮も「已に副都承旨有れば、罷めんことを乞う」と述べ、副都承旨張説の存在を理由に十二月二十一日辞任している（『宋会要』職官六一〇 樞密院承旨司）。以後、乾道元年の張説自身の昇格まで都承旨任命の記録は見当たらないことから、隆興元年末から樞密院承旨司の実質的責任者は副都承旨張説であったと推測できる。

既に第一章で見してきたように、孝宗は即位直後から自身の旧僚を樞密院内の部局責任者に配そうとしている。張説

表一 枢密都承旨就任官僚表

要: 李心傳『建炎以來繫年要錄』 宋: 『宋史』 備: 『兩朝綱目備要』

会職: 『宋会要輯稿』 職官 会選: 『宋会要輯稿』 選挙 【 】 は就任が確認される期日

皇帝	就任者	就任・退任年月日	前職	都承旨在職中の兼任職事官	次職	備考	出典
高宗①	辛道宗	建炎 4.12 甲申～紹興元 3 癸亥	江南東路提點刑獄	都督府参謀官  都督府参謀軍事 (在職中死亡)  侍讀 樞戸部侍郎 (19.8～兼知臨安府) 樞密院編修官兼樞檢詳官  戸部侍郎 知閣門事  (兼美殿修撰 (館職)) 知閣門事	外任	燕王德昭五世孫 崇寧 4 進士登第  紹興 6.2 賜進士出身    進士甲科  紹興 12 進士出身 隆興 2.11 賜進士出身、 女が孝宗長子の妻 進士	要 40.43、会職 6/10 要 58.68、宋 247 要 68.82、宋 379 要 70 要 82.86 要 94.104 要 113.114 要 134.140 要 140、宋 370 要 154 要 160.162  要 167.169 要 180 要 180.185、宋 373 要 185.192、宋 385 要 190
	趙子虫	紹興 2.9 壬午～3.9 丙子	樞密部侍郎		兵部侍郎		
	章直	紹興 3.9 丙子～4.7	試兵部侍郎		試刑部尚書		
	高世則	紹興 3.11 乙亥 (尋不行)	保静軍承宣使・提舉萬壽觀		試工部侍郎・都督府参謀軍事		
	折彦質	紹興 4.11 癸亥～5.閏 2 丁未	龍圖閣直學士・新除都督府参謀官				
	郭執中	紹興 5.10 甲子～6.8 癸丑	行兵部員外郎・都督府諮議參軍				
	張宗元	紹興 7.8 乙未～同年 9 丁亥	樞兵部侍郎・都督府参議軍事・權湖北 京西宣撫判官		提舉江州太平觀		
	周聿	紹興 10.2 壬戌～11.5 甲辰	戸部侍郎		試刑部侍郎		
	鄭剛中	紹興 11.5 甲辰～ ?	試禮部侍郎				
	李若谷	紹興 15.8 庚子～同年 10 癸未	給事中兼侍讀		簽書樞密院事		
	宋祝	【紹興 19.8 壬申】～【21.8 乙亥】	樞戸部侍郎?		罷免?		
孝宗②	薛仲樞	紹興 24.11 甲寅～25.10 丁酉	大理司直	樞密院編修官兼樞檢詳官	(放罷、日下押出門)	紹興 12 進士出身 隆興 2.11 賜進士出身、 女が孝宗長子の妻 進士	要 167.169 要 180 要 180.185、宋 373 要 185.192、宋 385 要 190
	陳正同	? ～28.12.1			知平江府		
	洪遵	紹興 28.12.1～30.8 丁巳	起居郎兼權中書舍人	起居郎兼中書舍人	翰林學士兼權吏部尚書		
	錢端禮	紹興 30.8 丁巳～31.9 丙子	樞戸部侍郎	樞戸部侍郎	(丁憂)		
	徐嘉	紹興 31.6 戊辰～ ?	樞密部侍郎兼侍讀—罷免	大金起居稱賀使	知紹興府?		
	錢端禮	隆興元 11.28～同年 12.21	戸部侍郎	戸部侍郎	(辭任)		
	張說	乾道元 5.27～7.3 己卯	榮州刺史・知閣門事兼樞密副都承旨	知閣門事	簽書樞密院事		
寧宗④	葉衡	乾道 7.4.4～ ?	戸部侍郎—知廬州 (不行)	知閣門事	知荆南府	妻が高宗皇后吳氏の妹 紹興 18 進士 會觀閣連	会職 6/11 会職 6/12、宋 34.470 会選 34/25、宋 384.470 宋 470、吳郡志 7/5 会職 51/25、宋 35.470 元は国信所小史
	徐本中	乾道末?	(もと知閣門事—換文資)	(兼美殿修撰 (館職))	知閣門事 (のち西浙西路提點刑獄)	會觀閣連	
	王升	【淳熙元 2.21】～9.正癸未	知閣門事	知閣門事	在外官觀		
	蕭燧	淳熙 9 ? ～ ?	吏部侍郎				
	李昌園	【淳熙 13.5.3】					
	韓侂胄	紹熙 5.11.23～同年 12.12	知閣門事	知閣門事	保寧軍節度使・提舉佑神觀	妻が高宗皇后吳氏の姪	備 3、宋 37.474
薛叔似	? ～慶元元 9.28	樞戸部侍郎	戸部侍郎	提舉興國宮		会職 73/20、宋 37.397	
王知新	? ～嘉泰 2.正 17		知閣門事	官觀		会職 73/31	
蘇師旦	嘉泰 2.正癸亥～開禧 2.6 戊寅	知閣門事	知閣門事 (開禧元 7.11～領閣門事)	(罷免)	元は平江府書佐	備 7.8.9、宋 38	

は、先代高宗の皇后呉氏の親戚であり、孝宗自身の旧僚とする史料は管見の限り見当たらないが、同じく第一章で説明した皇帝側近としての知閣門事の性格を考えれば、張説の副都承旨就任・都承旨昇格は旧僚活用と質的に同じ近習重用構想の一環と捉えることができよう。

以上の検討から次のことが想定される。すなわち、高宗朝では文臣官僚の出世ルートに組み込まれていた枢密都承旨ポストは、孝宗朝に入ると、皇帝側近武臣官僚たる知閣門事に占められることになったと。言い換えれば枢密都承旨がより皇帝にとつて側近性を増したポストへと変化したと考えられる。

それでは、知閣門事が都承旨に任命されることとなった孝宗朝期の枢密院は具体的にはどのようなようであったのだろうか。これについては以下章を改めて検討することとしたい。

### 三、孝宗朝における枢密院文書行政

#### —— 枢密都承旨王抃罷免を手掛かりに ——

淳熙九(一一八二)年正月癸未(十二日)、知閣門事兼枢密都承旨であった王抃が罷免された。王抃は、元は外交部署・国信所の小吏であり、高宗紹興末に再び起きた金朝との戦争中には、宋側使節の一員として派遣されている。孝

宗に認められたのは、この時期のようで、その後も軍事・外交分野で活動を見せた。官職面では乾道六(一一七〇)年に知閣門事として起復、淳熙元(一一七四)年二月には現職のまま枢密都承旨を兼職していたことが確認でき(『宋史』卷三四孝宗本紀二、『宋会要』職官五一―二五 国信使)、以後淳熙九年正月の罷免まで、その地位にあった。すなわち、孝宗淳熙年間(一一七四―八九)前半期約八年に亘り、知閣門事兼枢密都承旨の職を勤めていたのである。王抃が罷免されたのは、直接的には前年末に金朝が派遣した正旦使から国書を受け取る際、王抃が金朝側に認めた儀礼形式が孝宗の意に副わなかったためである。だが同日、連動して次のような措置がとられている。

- (淳熙九年正月) 癸未、罷樞密都承旨王抃爲在外宮觀、  
 ① 因罷諸軍承受、② 復密院文書關録兩省舊法、③ 以文臣爲都承旨。

〔宋史〕卷三五 孝宗本紀三 傍線・数字は筆者

この史料から以下のが想定される。淳熙九年以前、武臣官僚が都承旨ポストを占める状況下にあつて、対金防衛の最前線に配置された諸軍との連絡掛に承受官が存在していたこと。また枢密院文書の中書・門下兩省へ送付する旧法が停止し、枢密院が中書・門下の掣肘を受けずに施行した案件があつたこと、である。



この措置は、当時の文書行政に関連するものだが、軍政を掌握する枢密院の中で、都承旨王抃の罷免以外には、枢密院執政官の異動は確認できない<sup>29)</sup>。つまり、この措置は、知閣門事王抃が都承旨を兼任していた時期の文書行政を改めようとしたものであると考えられる。そこで本章では、上記の史料を手掛かりとして当時の文書行政を検討する。

## （一） 諸軍承受

本節では、傍線部①「因りて諸軍承受を罷む」について考察する。淳熙九年当時、権吏部侍郎兼太子右庶子在職中の趙汝愚（一一四〇～一一九六）は王抃罷免直後に諸軍承受廃止を求める上奏を提出した（『歴代名臣奏議』卷一四四／一七〇～一九「乞罷諸軍承受」（以下、趙汝愚<sup>a</sup>と記す））。趙汝愚の墓誌銘では、「時に孝宗悉く公の請の如くす」と記し、この上奏を受ける形で諸軍承受の廃止が行われたようである<sup>30)</sup>。そこで以下、検討を加えることとする。

汝愚の上奏に拠れば、諸軍承受とは、

其始祗緣諸軍有奏報文字或有滯留之弊、故各置承受、務要速達。  
（趙汝愚<sup>a</sup>）

とあるように、各地に配置された諸軍（三衙、統制司など）と皇帝との間の情報伝達を円滑に行う連絡掛として設けられたものであり、派遣される人員は、

（紹興）三十年十月二日、詔、昨依故事、差内侍官、承受内外諸軍奏報文字。慮恐稽滯、可盡罷承受官。

〔宋会要〕職官二—三三— 通進司）

とあるように、高宗朝では内侍（宦官）であり、孝宗朝でもそうであった可能性が考えられる。汝愚は「今日の弊、其の最も大なるものは、諸軍に承受を置くに如くはなし」と批判した上で、問題点として、

傳聞諸軍凡有奏請文字、皆先取決於承受。承受視以爲可則進呈、承受以爲不可則退去。或進或退、有司皆無由稽察、非若章奏・通進二司皆有文據可點檢也。故軍中雖有看實利害、皆無由自達、而陛下聖意微有喜怒、彼必先事知之。於是將帥禍福輕重之權、陰受制於承受、而貨賂之風・掎克之政行矣。  
（趙汝愚<sup>a</sup>）

と述べ、情報伝達の際、承受官が先に文書を扱う立場を利用して、進か退かの成文規程がないにもかかわらず、恣意的に文書を上進するか否かさえも決定していること、また皇帝の意向を知り易い立場にいたるため、諸軍の將帥が持つべき賞罰権限が承受官により制約され、賄賂や収奪横行の原因となること、の二点を挙げる。

それでは、諸軍承受廃止の後、どのような代替手段が取られたのだろうか。汝愚は、

臣愚伏望、申嚴訓戒、今後諸軍、除常程文字並依舊赴

章奏房投進外、凡有機速文字、並許實封畫時赴通進司投進、通進司即時別項進入。

(趙汝愚 a)

と記し、通常案件は今まで通り章奏房、緊急機密案件は、承受ではなく通進司に実封で上進させる形をとるよう提案していた。章奏房は門下省の一部署であり、通進司もこの時期にはやはり門下省の責任者である給事中の監督下であった。諸軍承受が内侍であつたとすれば、趙汝愚上奏を受ける形で行われた淳熙九年の諸軍承受廃止は、内侍承受官により直接的に諸軍と皇帝との間で情報が伝達される状況を改めたことを意味していたと推測される。実際、

先是、禁中密旨直下諸軍、宰相多不預聞、内官張方事覺、(陳)俊卿奏、「自今百司承御筆處分事、須奏審方行。」從之。既而以內諸司不樂、收前命。

〔宋史〕卷三三三 陳俊卿伝

とあるように、皇帝の御筆が、宰相が関与できぬまま直接諸軍に下される状況が、孝宗朝では存在していた。換言すれば、王抃が都承旨に就任していた頃には、皇帝は内侍承受官を通して直接諸軍との情報のやり取りが可能であつたと考えられるのである。

## (二) 樞密院案件の中書・門下送付規定

本節では、傍線②「密院の文書は兩省に關録する舊法を

復す」について検討することとする。李心傳(一一六七—二四四)は以下のように述べる。

舊制、樞密院事並過門下省。乾道元年十二月癸丑、言者謂、「自今樞密院已被旨文書並關中書門下、依三省式、畫黃書讀、以示欽重出命之意。」從之。然密院機速事則不由中書、直關門下省、謂之密白。

〔朝野雜記〕甲集卷九 密白

この記事に拠れば、元来「旧制」では、樞密院が進擬し裁可された案件を実際に施行するまでには、門下省へ送付する手続きが必要であつた。「旧制」とは、例えば北宋徽宗宣和四(一一二二)年の太宰王黼が行つた上言で、

臣竊以神宗皇帝肇正官制之後、元豐五年八月、修立樞密院令、「諸得旨事並錄送門下省、候報施行。宣命即關送、候送回發付。」是年十月、樞密院再奉旨揮、「得旨及擬進、畫依文字內、聖旨急速限當日、擬進限次日、錄送門下省、後覆奏回、聖旨急速限當日、餘限次日發出。」據此則樞密院事悉合經門下省審覆奏、然後施行。

〔宋會要〕職官一——三八 三省

とあつて、元豊官制改革直後の二つの命令により、旨を得た事案を施行する前に門下省の審査にかける手続きが必要となつたとして、いることから、元豊官制時の制度を指していると思われる。

その後の変遷は不明だが、南宋孝宗朝に入ると乾道初に上言者（洪邁と推測される）<sup>⑤</sup>の上請により、既に旨を受けた機速事以外の文書については、中書（中書舎人）と門下（給事中）へ送付して書行と書読の手續きを受けることを義務づけ、機速文書でも給事中への送付を必要とする措置がとられていた。

ところが、乾道初からおよそ十五年が経過すると、これとは異なる状況を見ることができ、淳熙七（一一八〇）年九月から翌八年三月まで秘書少監兼給事中を勤めていた趙汝愚は、門下の立場から樞密院案件に関する上奏を行う〔歴代名臣奏議〕巻六九／二二～二四「論天下事當經由門下省奏」（以下、趙汝愚と記す）。その中で汝愚は初めに「祖宗の制、凡そ天下の事は巨細なく、未だ門下省を経由せざるもの有らず」と述べ、旨を取った文書が施行前に門下省への送付を必要とするのが、元豊官制後の姿であるとした上で二つの問題を指摘する。一点目は門下（給事中）の封駁、二点目は機密外事案の門下送付規定に関してである。

一点目について、汝愚は、

今三省既合而爲一、門下省不除侍中・侍郎、惟給事中掌行封駁、其權視前日爲輕、凡中書省・樞密院文字既不得具奏進呈、又不得從而改正、頗失神祖建官之意。

（趙汝愚b）

と述べ、建炎三（一一二九）年、省・審を行う左僕射兼門下侍郎・門下侍郎が同平章事・參知政事と改称されて以降、門下省全体の封駁権も低下したとの認識を示し、その解決策として、神宗元豊五（一一〇八）年十二月に出された詔に立ち戻り、給事中が希望すれば、事の大小に関わらず封駁を可能とするよう提案する。

二点目については、元豊官制改革以前、機密以外の宣命（上殿して口頭で皇帝の旨をうけたもの）全て封駁司に送付し審査させることを求めた「至道元年詔書」を引用したあと、「其の後、累聖二百餘年、斯制を遵守して、未だ嘗て改易せず」と自説を開陳した上で、

始因乾道九年張説在樞庭日、凡所施行政令及擬進差遺、多用私意、不能遵守條制、深懼有司舉正其失、故敢肆陳臆説、以便其私。初畫降旨揮、A「除宣命不送門下省點勘外、餘依大觀樞密院條令施行、其機要文字更不關録。」繼又畫降指揮、B「今後、除轉官差遺合給降告勅、及事干財賦並依舊關録外、其餘係邊機及軍政可依舊制更不關録。」緣此、C樞密院文字關送門下省者百無一二、蓋甚失祖宗所以建官立法本意。臣兩嘗具奏乞遵依累朝之法、特降指揮、今後樞密院文字、除事干機密不關送中書・門下省外、其餘並遵依大觀樞密院條令施行、經今累月、未蒙頒降。（趙汝愚b 傍線・記号は筆者）

と続けて、上奏時点の淳熙七・八年頃では、旨を取った枢密院の文書が大半給事中に送付されることなく施行されているとの認識を示す(傍線C)。そして、このような事態に至った原因を、乾道九(一一七三)年、張説(もと枢密都承旨)が同知枢密院事<sup>①</sup>在職中に<sup>②</sup>出された二つの指揮に求める(傍線A、B)。趙汝愚に従えば、中書舍人・給事中への送付が必要とされるのは、告勅を必要とする転官差遣と財賦に関する案件だけで、宣命及び機密(A)と辺防機密・軍政(B)は対象から外れることになる。

趙汝愚を他史料を使って検討してみたい。汝愚が乾道九年に出された指揮として引用した傍線部A・Bの内、Bについては、

(乾道九年)十一月辛卯、詔、「樞密院、除授及財賦事  
關中書・門下省、其邊機・軍政更不録送。」

〔宋史〕卷三四 孝宗本紀二

とあるように、同内容の詔を他の史料からも見出せる。また上奏提出当時、給事中へ送付する対象外の文書が全体と比べてどれほどの割合であったかは不明だが、北宋末期の事例で、徽宗宣和四(一一二二)年上半年、樞密院から門下省兵房への録白送付を経て施行された案件は全体の半数以下とする、当時の太宰王黼の<sup>③</sup>上言が残されている。そこから類推すれば、趙汝愚りで述べるように、門下省への送

付対象外となる案件が多数を占める事態は起こり得ると言えるだろう。以上から、乾道九年指揮が出された後の淳熙年間前半では、皇帝の旨を受けた文書が樞密院から門下省に送付されずに施行されていたと考えられる。

このような状況下で出された章序の傍線②はどのような位置付けられるか。②は皇帝の旨を取った樞密院の案件を中書・門下両省に送付することを求める。つまり、乾道九年の指揮を否定する性格を有していることを意味していると推定できるのである。

また淳熙九年の措置と同時に罷免された王抃が遅くとも淳熙元(一一七四)年二月には知閤門事<sup>④</sup>在職のまま都承旨職を兼任していたことは本章の序で述べた。そうであるならば、乾道九年の指揮が効力を持っていた期間は王抃の都承旨就任期とほぼ重なる。要するに、都承旨に王抃が就いていた時期の樞密院は、進擬し皇帝の裁可を受ければ、相当部分、門下省に文書を送付せずに案件を施行することが可能だったのである。

以上、淳熙九年正月の樞密都承旨王抃罷免と同時にとられた措置から当時の樞密院文書行政のあり方を検討してきた。(二)では、孝宗即位以後、諸軍と皇帝との間の情報が内侍承受官により伝達されており、皇帝は直接承受官を通

じて文書のやり取りが可能であったと考えられることを述べ、(二)では、特に淳熙年間前半期にあっては、樞密院は、皇帝の裁可を受ければ文書を門下省（給事中）に送付することなく、案件を施行できたと思われることを論じてきた。樞密院の事務局長というべき都承旨職に皇帝の側近武官である知閣門事がこの時期就いていたことを考え合わせれば、当該期、少なくとも文書に関しては、孝宗が宦官も含めた側近を通じて三省（中書・門下・尚書）の掣肘を受けずに動かしうる体制が存在していたと想定できる。

高宗紹興三十二年十二月に宰相が樞密使を兼任する旨の詔が出されて以降、南宋一代に渡って、三省側近の樞密院執政官兼任は常態化する。だが王抃は、

（淳熙四年五月）是月末、有蜀人張唐卿者、玩之姪孫。趙雄在密院力主之、欲用淮南舊賞改官、而都承旨王抃執不可、雄乃請改次物合入官、既覆奏、止令循兩資。

（周必大『老堂雜誌』卷三）三省密院覆奏朝殿所得旨」とあるように、簽書樞密院事趙雄が求めた改官人事を否決するほどの実質的な力を有し、また、

時（王）抃與曾覲・甘昇相結、恃恩專恣、其門如市。著作（佐）郎胡晉臣嘗論近習怙權、帝令執政趙雄詢其人、雄懼抃等、乃令晉臣捨抃等、指其位卑者數人以對、晉臣竟外補。〔『宋史』卷四七〇 倭幸伝 王抃〕

と記されるように、近習批判を行おうとした著作佐郎胡晉臣が、王抃を畏れた執政趙雄の圧力を受けて、上言の文章中から王抃を外すまでに至っている。執政すらもが王抃を憚り、直接名前を挙げて批判することができない雰囲気政界内で醸成されていたと見なし得る。このような体制の下での都承旨王抃を、趙汝愚は「今將帥の權盡く王抃に歸す」（『宋史』卷四七〇 倭幸伝 王抃）と述べ、將帥に対する人事権を王抃が握っていると評していた。

ただし、淳熙九年正月に罷免された時の状況から明らかにように、王抃の権力は、孝宗一人に由来し、皇帝以外の何らかの集団を背景とした形跡はない。

淳熙九年正月の措置は、諸軍からの情報を内侍承受官ではなく章奏房や通進司經由で伝達する（傍線①）、樞密院が、皇帝の旨を受けた文書を中書・門下両省へ送付する（傍線②）、樞密都承旨に、皇帝側近武官である知閣門事ではなく文臣（吏部侍郎蕭燧）を就ける（傍線③）の三つを具体的に求めている。すなわち、この措置は樞密院文書行政における孝宗側近体制を否定し、門下（給事中）の関与を可能にしたと推測できる。

## おわりに——南宋士大夫と孝宗の政府観——

本稿では、朱熹の封事を手掛かりとして、四人の孝宗側近、龍大淵・曾覲・張説・王抃について考察を加えてきた。まず第一に、孝宗の潜邸旧僚であつた龍大淵・曾覲が官僚機構の人事に対して強い影響力を發揮していたことに触れた。これは孝宗の支持を背景としていふと考えられる。第二に、張説・王抃が長期間就任していた枢密都承旨というポストに着目し、高宗朝では侍従クラスの文臣官僚が就任することが常例化していたが、孝宗朝に入ると皇帝側近の武臣官僚である知閣門事により兼任される形へと変化することを述べた。この変化は、孝宗即位直後、自身の潜邸旧僚を枢密院内に配していくことと質的に同じ近習重用路線の一環と考えられよう。特に淳熙前半期の王抃都承旨就任期には、文書行政における皇帝側近体制が構築され、それは三省（中書・門下・尚書）に掣肘されない可能性を持つことを論じた。このような状況下で、執政すらもが都承旨を憚る雰囲気醸成されていったと考えられる。

「はじめに」の部分で触れたが、従来、孝宗の治世期は、「専権宰相」秦檜死後に起きた宰執制の再活性化・再実質化の流れを受け継いだ時代として位置付けられてきた。孝宗朝において現れる、長期に渉る独員宰相の不在がこのよう

な歴史評価に繋がっていると推測される。だが、例えば淳熙四（一一七七）年の参知政事龔茂良罷免記事の後に「人主をして大臣を疑わしめ近習を信ぜしむ」（『宋史』卷四七〇 佞幸伝 曾覲）と記す史料からは、孝宗が宰執との合議を主体とする政治運営を行っていたとは必ずしも想定し難い。むしろ孝宗は、三省を頂点とする官僚体制の守り手を目指すよりは、皇帝の主体性を明確にする政治姿勢をもつ人物であつたと思えるのである。

『宋史』林栗伝は、乾道年間に行われたと推定できる林栗の上言とそれに対する孝宗の反応について、以下のような興味深い記録を残している。

a. 孝宗懲創紹興權臣之弊、躬攬權綱、不以責任臣下。〔林〕栗言、「人主蒞權、大臣審權、爭臣議權、王侯・貴戚善攬權者也、左右近習善竊權者也。權在大臣則大臣重、權在邇臣則邇臣重、權在爭臣則爭臣重。b. 是故人主常患權在臣下、必欲取攬而獨持之、然未有能獨持之者也。不使大臣持之、則王侯・貴戚得而持之矣。不使邇臣審之爭臣議之、則左右近習得而議之矣。人主顧謂得其權而自執之、豈不誤哉。c. 是故明主使人持權而不以權與之、取攬其權而不肯獨持之。」至有「以鹿爲馬、以鷄爲鸞」之語。方奉對時、讀至「人主常患權在臣下、必欲取攬而獨持之」、孝宗稱善。栗徐曰「臣意尚在下文。」

〔宋史〕卷三九四 林栗伝 傍線・記号は筆者

右の上言で林栗は、君主一人に権力を集めるよりも、大臣や諫諍官を軸とした政治運営を行うべきであり、そうしない場合には宗室・外戚・近習等が実権を掌握する危険性があると指摘する心積もりであった。だが林栗の上言中、孝宗は傍線bの部分で賛意を表してしまふ。これは林栗自身が一番述べたかった傍線cとは異なっており、そのため林栗は「臣の意、尚ほ下文にあり」と述べざるを得なかった。つまり、権力を臣下が握ることを憂慮し、自身の手中に収めることを目指す君主（傍線b）こそが孝宗の理想であり、林栗の求める、全体を総覧するにとどめ自分一人での実権掌握はしない君主（傍線c）の姿とは喰い違いがあった。この違いは換言すれば、宰相や台諫といった官僚機構の中枢部による政治運営と、皇帝の主體的な政治運営という二つの運営形態として現れていると言えるだろう。

孝宗が傍線bのような君主観を抱く理由を『宋史』林栗伝は「紹興権臣の弊に懲りた」（傍線a）ことに求めるが、これは秦檜「専権」への反発に他ならない。すなわち孝宗朝とは、秦檜「専権」体制に対する否定感情を出発点として、宰相を頂点とする官僚機構の「専権」化を防止するところが皇帝の念頭にあった時期と考えられる。このような孝宗の政府観が、潜邸旧僚の官僚人事介入、樞密都承旨ポス

トの武臣官僚化や、樞密院文書行政での皇帝側近体制構築の要因と捉えられるのではないだろうか。淳熙九年の王抃罷免とそれに伴う一連の措置は、文書行政における側近体制否定の面を持つ。だが「はじめに」で引用した「戊申封事」で朱熹は、王抃罷免後「將帥之權」を内侍甘昇が握っていたと指摘しており、側近体制は完全には払拭されず十六年の孝宗退位前まで継続していたと考えるべきだろう。

南宋朝は、孝宗から光宗を経て寧宗即位に至り、韓侂胄という、科擧登第を経ず丞相位に就くこともない新たな「専権宰相」を出現させることとなる。侂胄は孝宗淳熙末より知閣門事を勤めており、また寧宗即位直後（紹熙五（一一九四）年）には短期間ではあるが樞密都承旨を兼任している。加えて都承旨を罷めて以降は、対金開戦中の開禧二（一二〇六）年七月、平章軍国事に任じられるまで、一貫して在京官観が侂胄の実職であった。このように、侂胄「専権」は自身が官僚機構の頂点に就くことなく行われるところに特徴があり、秦檜「専権」と同一に論じることができない。韓侂胄の権力掌握に至るまでの官職変遷は本稿で取り上げた王抃や曾覿と類似するところが見られるが、果たして、この事は孝宗朝における武臣官僚重用という政治史上の変化を、光宗・寧宗朝が引き継いでいることを意味するのだろうか。その解明については後日の課題としたい。

## 註

- (1) 南宋政治史上の特徴とされる「專權宰相」の具体名については、例えば、一般書ではあるが愛宕松尾氏の挙げる「秦檜・韓侂胄・史彌遠・賈似道といった專權宰相」(愛宕『アジアの征服王朝』河出書房新社、一九六九)四人が最も一般的である。
- (2) 寺地遵「南宋初期政治史研究」(溪水社、一九八八)終章「紹興一二年体制の終末と乾道・淳熙体制の形成」
- (3) 『宋史』卷三八二黃中伝は、中が普安・恩平郡王府教授在職中(紹興二六年八月〜二七年六月、就任期間は「中興東宮官寮題名」王府官に依拠した)に既に龍大淵が孝宗の知遇を得ている記事をのせる。
- (4) 『宋史』卷三八六金安節伝は、  
潜邸舊人李珂擢編脩官、安節又奏罷之。  
と記し、孝宗の旧僚李珂を樞密院編修官に就けようとした人事が給事中金安節の反対で中止となったことを伝える。編修官は、高宗朝にあつてはほぼ文臣が就いていたが、「中興東宮官寮題名」に李珂の名は載せられていないことから、珂は文臣の資善堂官・王府官ではなく武臣の潜邸旧僚と考えられる。珂が編修官に任命された期日は不明だが、隆興元年八月三日に繋けられた罷免記事には「新除樞密院編修官」(『宋会要』職官七一—五黜降官八)と記されており、八月三日から余り遠くない以前に内定があつたと考えられよう。つまり大淵と同様のことが、同じ樞密院内の部局で勅令編纂事業を掌る編修司についても指摘できることになる。
- (5) 内諸司官署については、『東京夢華録 宋代の都市と生活』(入矢義高・梅原郁訳注、平凡社東洋文庫五九八、一九九六)巻一「内諸司」、「夢梁錄」二(梅原郁訳注、平凡社東洋文庫六七六、二〇〇〇)巻九「閤職」一「内諸司」参照。
- (6) 横行五司・知閤門事については、梅原郁「宋代官僚制度研究」(同朋舎出版、一九八五)第二章「宋代の武階」参照。
- (7) 『宋史』卷一六六職官六 客省・引進使、四方館使、東西上閤門の各項参照。
- (8) 『要録』卷一一 建炎元年十二月丙子の條。
- (9) 平田茂樹「宋代政治構造試論——對と議を手掛りにして——」(『東洋史研究』五二—四、一九九四)参照。
- (10) まだ知閤門事ポストがない時期(同管閤門公事が知閤門事に改まるのは紹興五(一一三五)年六月乙巳)の事例だが、紹興元年、詔、「主管閤門宋錢孫轉横行一官、落權字。」上曰、「錢孫乃藩邸内知客、稍習閤門儀注、而法非横行、不許知閤門。」故與轉横行一官。  
(『宋会要』職官三五—二二—二三 閤門使)
- (11) 佐伯富「宋代の皇城司について」(『東方学報』(京都)九、一九三八)のち「中国史研究」一「東洋史研究会、一九六九所収」参照。
- (12) 『朝野雜記』乙集卷六「臺諫給舍論龍會事始末」参照。なお龍・會の知閤門人事が一旦撤回された三月と、最終的に決定する八月とでは、台諫・給舍の構成員は異なる(表二参



照)。八月段階の中書舍人、錢周材は、孝宗が普安郡王時代の王府教授を勤めていた(『中興東宮官寮題名』王府官)。

- (13) 後述する樞密院文書の中書・門下送付義務化はこの時期に行われている。朱熹は、陳俊卿の參知政事兼樞密院事就任(乾道四年七月)以降の状況を、

嘗是時、上於公言多所聽用、大抵政事頗歸中書矣。

(『朱文公文集』卷九六「少師觀文殿大學士致仕魏國公贈太師諡正獻陳公行狀」)。

と評する。このような中書優位の状況は、金に河南陵寢地返還を求める使者の派遣を巡り陳俊卿が尚書左僕射を罷め(乾道六年五月己巳)、曾覲が在京宮觀として臨安復帰を果たす(同年十一月乙未)頃までは維持されたと考えられる。

- (14) 曾覲の臨安復帰は、当時尚書左僕射と樞密使を兼任していた陳俊卿が、金に送る書状の内容を巡る対立が原因で辞任したことが関係していると思われる(『宋史全文』卷二五上/三七「四庫全書」版、以下同じ)。陳俊卿は、乾道四年の龍大淵死亡後、曾覲の臨安復帰を望んだ孝宗に対して反対の意向を示し、これを断念させたことがあった(『宋史』卷三八三 陳俊卿伝)。

(15) 『宋史』卷三八五龔茂良伝では、直省官賈光祖とする。

- (16) 『宋史』卷三六四韓世忠伝、『宋会要』食貨五六一五八〜六〇 金戸部度支。

(17) 淳熙二(一一七五)年九月、当時の右丞相葉衡がその地位を去ったが、孝宗は新たな丞相を任命することはせず、參知政事に丞相職を代行させていた。この丞相不在期は、同五年

三月、史浩が右丞相に再任されるまで約三十ヶ月続く。

- (18) 大禮儀式の持つパレードとしての意味合いについては、梅原郁「皇帝・祭祀・國都」(中村雄二郎編「歴史のなかの都市——統都市の社会史——」ミネルヴァ書房、一九八六年所収)参照。なお、大禮五使に宰執・侍從クラス以外の者が就く例としては、曾覲のほかに孝宗朝の嗣秀王伯圭(孝宗実兄)、寧宗朝の韓侂胄がいる。

(19) 例えば、太宗の晋王時代の旧僚、楊守一、趙鏞(『宋史』卷二六八)、陳從信(同、卷二七六)など。太宗「藩邸旧僚」の動向については、見城光威「宋初の三司について——宋初政権の側面——」(『集刊東洋学』八六、二〇〇二)参照。

(20) 真宗大中祥符七年十一月癸未に、樞密副承旨張質が都承旨に昇格したのが管見の限り最初の事例である(『長編』卷八三/一三)。ただし真宗朝にあつては、真宗の「藩邸旧僚」が就任する事例も見られ、祥符七年段階で吏人昇格の形態が常態化したとは言えない。

(21) 『朝野雜記』甲集卷一〇「樞密院屬官」。南宋中興直後は、建炎元(一一二七)年六月に設置された御營司が軍政を掌り、樞密院は実質的には機能していなかったと考えられる(『要錄』卷三二 建炎四年四月乙酉の條、同卷三四 同年六月甲午の條)。

(22) 梅原郁氏は「唐から五代の使職下の吏人から出発し、『清望』の官に上昇した樞密都承旨はまことに珍らしい官職ということができよう」と述べられる(梅原「宋代官僚制度研究」第六章「宋代胥吏制の概観」P538)。

(23) 『宋史』卷四七〇倭幸伝にある張説の本伝、『要録』卷一四六 紹興一二年七月己亥の條を参照。また張公裕については『要録』卷六五紹興三年五月戊午の條などの記事がある。

(24) 徐嘉は、孝宗即位当初はまだ都承旨職にあつた(『宋会要』禮四九—二六尊號 紹興三年六月十一日の條)。

(25) 張説が都承旨に昇格した翌年には、  
 (乾道二年)八月十七日、詔、今後遇垂拱殿坐日分、樞密都副承旨起居訖、合赴衆殿侍立。如有執職事、許令上殿奏事。(『宋会要』儀制六一—二六 群臣奏事)

とあるように、垂拱殿起居終了後の侍立が義務化され、また樞密院にかかわる職務の必要があれば上殿奏事が認められている。また乾道七(一一七二)年三月に張説が簽書樞密院事に昇格してから、王抃の都承旨就任が確認される淳熙元年までの約三年間に葉衡、徐本中と二人の文臣官僚が都承旨職を占める(表一参照)が、葉・徐は曾覲との結び付きが指摘される人物であり、高宗朝への回帰とは言い難い。

(26) 後世の編纂ではあるが、清・畢沅撰『続資治通鑑』は、乾道元年正月丁卯の條に「王抃、金に使用するに勞有るを以て、五官を加ふ。抃、是より帝に知らる」と記す(卷一三九)。

(27) 三衛官兵の選抜、荆湖・襄陽方面における軍馬の査閲、金朝使者への會慶節儀礼形式の伝達などを行っている(『宋史』卷三四 孝宗本紀一 乾道六年三月丁巳、同七年五月、十月壬戌の各條)。

(28) 劉光祖の手になる趙汝愚の墓誌銘に拠れば、

會北使魏正吉・蕭梅來賀正旦、要人主起受書如舊儀。孝

宗難之、朝見改別日。(趙汝愚)亟具奏曰、(——)中路——奏入、(王)抃已先許使人明日用舊儀見矣。明日、公(趙汝愚)侍殿上、孝宗數目公意極悔之。北使去、公亟請對、遂出抃外、朝野稱慶。

『宋代蜀文輯存』卷七一 劉光祖「宋丞相忠定趙公墓誌銘」とあり、孝宗が難色を示した、起立による圖書受け取り要求を王抃が金側に認めたことを罷免の原因とする。

(29) 当時の樞密院執政官は、右丞相兼樞密使王淮(淳熙八年八月〜九年九月)、同知樞密院事兼參知政事謝廓然(淳熙八年八月〜九年六月(致仕))。

(30) 劉光祖「宋丞相忠定趙公墓誌銘」参照。

(31) 北宋期、各安撫路の屬下に配された走馬承受については、佐伯富「宋代走馬承受の研究」(東方學報(京都)一四、一九四四。のち『中國史研究』一『東洋史研究会、一九六九所収]参照。

(32) 『宋史』卷一六一「門下省」の記事を参照。

(33) 諸軍承受は、高宗紹興三〇(一一六〇)年十月に一旦廃止されている。この時の代替手段は、在外諸軍は通進司を通じて上進、三衛は上殿による上奏であつた(『宋会要』職官一—三三—三三三 通進司)。

(34) 『長編』に載せる。

a. 詔、凡指揮邊事更不送門下省覆奏。

b. 詔、樞密院、自今應被御寶批旨、別無稟議事理、即送門下省繳覆、本院更不覆奏。

の二つの詔(『長編』卷三三九—一六 元豐五年九月乙酉)

條から考えれば、辺防事案だけは門下省への送付を必要としないことになる。

(35) 当該詔の発布時期は各史料の記載が異なっている。本文引用の『朝野雜記』や『宋会要』が乾道元年十二月とする、『宋会要』職官三二二〇 中書舍人院 乾道元年十二月三十日の條)のに対し、『宋史全文』は翌二年十二月丁酉に記事を繋げる(『宋史全文』卷二四下/二九)、『宋史』洪邁伝も同じ上言を載せるが、『宋史全文』が上言者を「起居舍人洪邁」とするのに対し、『宋史』は中書舍人兼侍読・直学士院(乾道三年七月に拜命)として洪邁の上言が行われたとする(『宋史』卷三七三洪邁伝、『宋中興學士院題名』第五卷)。上言者は洪邁で間違いないと思われるが、その上言や詔発布の時期については判断を保留し「乾道初」とした。

(36) 註(13)参照。

(37) 『中興東宮寮題名』第二三葉及び『南宋館閣統録』巻七に載せる趙汝愚の項、劉光祖「趙公墓誌銘」を参照した。

(38) 宋代に入ると実職官としての(門下)侍中は置かれず、特に元豊官制以降は、尚書左僕射兼門下侍郎が門下省内における事実上の最高位であった(『宋史』卷六一 門下省)。しかし、建炎三年四月、尚書左・右僕射は門下侍郎・中書侍郎の兼任を止め同中書門下平章事を帯職することとなった。また、門下侍郎・中書侍郎も參知政事に改称された(『要錄』卷二二 建炎三年四月庚申の條、『宋会要』職官一一四七 三省 建炎三年四月十三日の條)。

(39) 汝愚が「趙汝愚」中、『国朝会要』から引用した記事は、

(神宗元豊五年)十二月二日、詔、「門下省、凡中書省・樞密院文字應覆駁者、若事體稍大、入狀論列、事小、即於繳狀内改正行下。若事不至大、雖不足論列、而其間曲折、難於繳狀内改正者、即具進呈、以應改正事、送中書・樞密院取旨。」(『宋会要』職官一一二二三省)

であると思われる。汝愚は、給事中が希望すれば、封駁できる根拠として「元豊」を持ち出すが、廃止された門下侍郎を復活させることまでは述べていない。

(40) 乾道九年指揮が出された背景として、梁天錫氏は金との和平長期化を挙げる(梁『宋樞密院制度』「關係与得失篇」黎明文化事業公司、一九八一)。だが当時の史料を見ると、乾道六年、金に対して外交儀礼変更と河南陵寢地返還を求める姿勢が南宋政界内で優勢となり、反対派の左僕射陳俊卿や吏部侍郎陳良祐が罷めるに至っていたことが分かる(『宋史』卷三四 乾道六年五月己巳、閏五月辛卯の各條)。さらに乾道九年十月には対金宥和派の右丞相梁克家が同知樞密院事張説との対立から辞任、二週間後には孝宗が四川宣撫使虞允文に辺防命令を出している(同、乾道九年十月辛未、丁亥の各條)。これらに従えば、十一月に出された乾道九年の指揮はむしろ宋朝内における対金姿勢強硬化の反映と考えるべきではないだろうか。劉光祖「趙公墓誌銘」では、

至張説往西府、託言邊機・軍政不宜泄於外。由是密院事關送銀臺司者百無一二。

とあり、乾道九年指揮は張説の上言から来しているとすると、なお、宋朝内の対金強硬姿勢は、淳熙三(一一七六)年、左司

諫湯邦彦が使節として派遣された際の失敗により消滅したと考えられる。「宋史全文」は「是れより河南の議始めて息み、復たびは泛使を遣らず」（巻二六上/三二）と記す。

(41) 『宋会要』職官一—三八—三九に載せる王黼の上言に拠れば、神宗元豊六（一〇八三）年上半年（一月〜六月）当時、録白を枢密院から門下省兵房に送ったのが一七三〇件、「急速」案件として関子を用い報告するにとどめ、文書が門下省に送付されなかったのはわずか二件だったのに対し、約四十年後の宣和四（一一二二）年上半年期では、録白使用三七七件、「急速」四八九件へと変化する。門下省に送られない案件が送付分を既に上回っているが、王黼は関子すら使わずに済む「機速」案件を数に含めていないので、実際の送付比率はさらに低くなるのが想定される。但し「急速」「機速」に対応する事案が具体的に何であるかは確認できない。また、宣和四年に見える状況がいつから開始されたかも確定できない。ただ政和六（一一一六）年には宦官童貫が樞密院枢密院事河西・北面房事に任命され、翌七年には権領枢密院事として軍政の最高責任者となる（『宋史』卷一六二 樞密院）。童貫の枢密院掌握期に門下省への送付を経ずに施行される案件が増加していたならば、貫の権力基盤の一つとして考えることも可能だろう。

(42) 傍線①②の事実上の提言者である趙汝愚は、「趙汝愚 a」の中で、

至於承旨一司、比來權任甚重。解紘易轍、實在此時、選任之間、尤宜詳審。歷考累朝故事、蓋許文武並用。

と述べて、都承旨職の文武併用を提案している。この上言は、①②③の三点が汝愚の中では、連関するものとして捉えられていたことを推測させる。

(43) 林栗は上言当時、屯田員外郎・皇子恭王府直諍であった（『宋史』卷二九四 林栗伝）。「中興東宮官寮題名」によれば、恭王府直諍となるのは紹興三二（一一六二）年であり、乾道四（一一六八）年七月までこの職に就いていた。

(44) 後に朱熹は、寧宗紹熙五（一一九四）年末に提出した劄子——これが侍講罷免の原因となる——の中で、宰執・台諫人事が寧宗の「独断」により執り行われ、宰執・給舍（給事中・中書舍人）が関与できない状況であることを指摘し、後の災いを招くと批判する。その上で「蓋し隆興より以來、己に此の失あり」と記し、孝宗即位直後から皇帝「独断」により公議が尽くされない傾向があったとする（『朱文公文集』卷一四「經筵留身面陳四事劄子」）。朱熹は、このように皇帝「独断」という観点から隆興（孝宗）——紹熙末（寧宗）の連続性を示唆するが、注意すべきは、皇帝の判断が理に適うか否かではなく、宰相以下の官僚機構の意向を無視して政策・人事を処理することが「独断」として批判の対象となっている点であり、この部分に林栗との類似点を見出せる。政治的には必ずしも一致した間柄とは言えない林栗と朱熹の意見が、上言時期の違いがあるとはいえ、類似しているのは、当時の士大夫官僚の中に、皇帝「独断」を否定する考え方が一定の割合で存在していたからではないだろうか。

表二 「淵・觀・説・抃之徒」（龍大淵・曾觀・張説・王抃）関連略年表

紹興 32 (1162)	6 丙子 (10)	皇太子建王 即位——二代孝宗			
	庚辰 (5)	左武大夫龍大淵 樞密副都承旨	右議大夫劉度 (3/26 知建寧府)		
隆興元 (1163)	3 庚子 (9)	樞密副都承旨龍大淵 知開門事	殿中侍御史胡沂 (5/18 宮觀)	批判	
		符御器械 曾觀 同知開門事	中書舍人張説 (3/11 知紹興府)		
	丁未 (10)	龍大淵 別の差遣を与えられる	給事中 金安節 (8/5 兵部侍郎)		
		曾觀 符御器械	周必大 (3/28 宮觀)		
	甲寅 (2)	龍大淵 知開門事			
		曾觀 同知開門事	給事中周必大 留黃		
		→ 中止	隆興初 張説 知開門事兼樞密副都承旨		
	8.3	「新除」樞密院編修官李珂罷免			
	癸未 (2)	龍大淵 知開門事	中書舍人 錢周材		
		曾觀 同知開門事	樞密副都承旨 陳之淵		
		(共に幹辦皇城司を兼任)			
乾道元 (1165)	11 辛未	龍大淵 兩淮派遣	乾道元 (1165) 5.27		
			張説 知開門事兼樞密副都承旨		
乾道 3 (1167)	2 癸酉	龍大淵 江東路副總管 (建康府駐節)			
		曾觀 淮西路副總管 (和州駐節)			
	2 甲戌	龍大淵 浙東路副總管 (明州駐節)			
		曾觀 福建路副總管 (福州駐節)			
			}= 「中外快之」		
乾道 4 (1168)	6 辛丑	龍大淵 死亡			
乾道 5 (1169)	7 乙丑	孝宗 曾觀を行在に召そうとする	宰執陳俊卿・虞允文反発		
		→ 曾觀 浙東路副總管			
乾道 6 (1170)	2 庚戌	曾觀 福州觀察使			
	3 丁巳	王抃 知開門事			
	11 乙未	曾觀 提學佐神觀 (在京宮觀)			
乾道 7 (1171)	3 己卯	知開門事兼樞密副都承旨張説 簽書樞密院事	同知樞密院事劉珙辞して拜さず		
			高書左司員外郎兼侍講張栻	批判	
			殿中侍御史李處全		
			中書舍人 范成大		
	3 戊子	張説 提學萬壽觀			
	4 戊申	曾觀 安德軍承宣使			
	5	知開門事王抃 荆湖南路派遣			
乾道 8 (1172)	2 癸丑	張説 (安撫軍節度使) 簽書樞密院事	侍御史李衡 (宮觀)	批判	
乾道 9 (1173)	正乙亥	張説 同知樞密院事	右正言王希呂 (宮觀)		
	10 甲子	右丞相梁克家 張説と合わず 自らの解任を求める	禮部侍郎兼直學士院周必大		
		→ 辛未 梁克家 知建寧府	樞密副都承旨 莫濟		
淳熙元 (1174)	【2.21	王抃 知開門事兼樞密副都承旨			
	8 己未	同知樞密院事張説 提學隆興府玉隆觀			
	9 乙酉	曾觀 開府儀同三司			
淳熙 3 (1176)		大禮 曾觀 橋道頓使			
淳熙 4 (1177)	4 乙亥	參知政事張茂良 曾觀の從騎が道を開けなかったことを理由に鞭打つ			
		→ 6 丁丑 張茂良罷免			
淳熙 5 (1178)	10	著作佐郎胡晉臣 知漢州			
淳熙 6 (1179)		大禮 曾觀 橋道頓使			
淳熙 7 (1180)		曾觀・張説死亡、朱熹「庚子應臨封事」	上奏		
淳熙 9 (1182)	正癸未	知開門事兼樞密副都承旨王抃 罷免	樞密副都承旨 兼太子右庶子趙汝愚		
		→ 在外宮觀 以後文臣をもって都承旨とす			
淳熙 11 (1184)		王抃死亡			
淳熙 15 (1188)		朱熹「戊申封事」			